

骨粗鬆症検査について

- これまでの議論の整理

骨粗鬆症検査について

<研究班からの報告>

- 作業関連疾患として捉えるにはさらなるエビデンスの集積が必要。
- 事後措置として、骨粗鬆症は独立した転倒リスクであることをもって有所見者に対し増悪予防のための夜勤の禁止や骨折予防のため肉体労働の禁止は労働者の権利を阻害する行き過ぎた行為となる可能性。

<構成員からの主なご意見>

- 転倒災害防止という観点で重要課題になっているが、それを余りに前面に押し出し過ぎると、骨密度が低いあるいは改善が認められない労働者、特に高年齢の女性労働者の就業機会を損ねてしまうことにつながりかねないという負の側面も認識して議論すべき。
- 骨粗鬆症の検診は女性のみということに、反対するわけではないが、基本的には、男性の骨粗鬆症で骨折した人は、女性よりもずっと予後が悪いというエビデンスがあることは頭に入れておくべきではないか。
- 50歳以上の女性で低BMIについては非常に重要な項目で、大事。検査項目について「QUSまたはFRAX」と書いてあるが、QUS、超音波の簡便性は認めるところだが、QUSについては、骨粗鬆症の治療のガイドラインなどでも、QUSは診断には用いないということが書かれており、やはり精度に多少の疑念があると言われているため、そこは少し考えるべきではないか。
- 厚労省健康課が中心になり、骨粗鬆症の検診を新たに考えるということで、研究班が立ち上がっている。できればその意見がまとまったのを見て、このような健診の項目も考えたほうがいいのではないか。
- 更年期以降、骨粗しょう症の発症リスクが増加することを踏まえ、骨密度検査を要望する意見を聞いている。

1. 骨粗鬆症に関する課題

第4回 労働安全衛生法に基づく一般
健康診断の検査項目等に関する検討会

- 健診として実施すべきとの意見もあったが、業務との関連等について、更なる議論が必要。
- 一方、健康局が中心になり、骨粗鬆症の検診を新たに考えるということで、研究班が立ち上がっている。



健康局における骨粗鬆症検診の検討状況を確認後、あらためて本検討会にてご議論いただくのはいかがか。

- 健康増進事業における骨粗鬆症検診の取組について

健康増進事業として行う検診等について

- 健康増進法第19条の2に基づき、市町村は以下の検診等を実施することに努めることとされている。

種類		目的	対象者・受診間隔		検査項目
歯周疾患検診		歯の喪失を予防する	20、30、40、50、60、70歳の者		問診、歯周組織検査
骨粗鬆症検診		早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防する	40、45、50、55、60、65、70歳の女性		問診、骨量測定
肝炎ウイルス検診		肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を図る	40歳以上の者 （過去に検診受診していない者に限る）		問診、B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査
がん検診	胃がん検診	がんの予防と早期発見の推進を図る	50歳以上の者・2年に1回 （胃部エックス線検査については、当分の間、「40歳以上の者・年1回」で実施可）		問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか
	子宮頸がん検診		20歳代の女性・2年に1回		問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診
			30歳以上の女性	2年に1回	問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診
				5年に1回 ※罹患リスクが高い者については1年後に受診	問診、視診、HPV検査単独法 ※実施体制が整った自治体で選択可能
	肺がん検診		40歳以上の者・年1回		質問（問診）、胸部エックス線検査、喀痰細胞診（※） ※原則として、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）600以上である者（過去における喫煙者を含む）に対して実施。
	乳がん検診		40歳以上の女性・2年に1回		質問（問診）、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）
	大腸がん検診		40歳以上の者・年1回		問診、便潜血検査

※上記以外に、高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者(生活保護受給者等)に対する健康診査・保健指導も実施。

健康増進事業で行う骨粗鬆症検診について

<健康増進法第19条の2に基づく骨粗鬆症検診>

(1)目的

骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、**早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。**

(2)対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象とする。

(3)骨粗鬆症検診の実施

① 検診項目

ア **問診**：運動習慣、食生活の内容等を聴取する。

イ **骨量測定**：C X D法、D I P法、S X A法、D X A法、p Q C T法又は超音波法等により実施する。

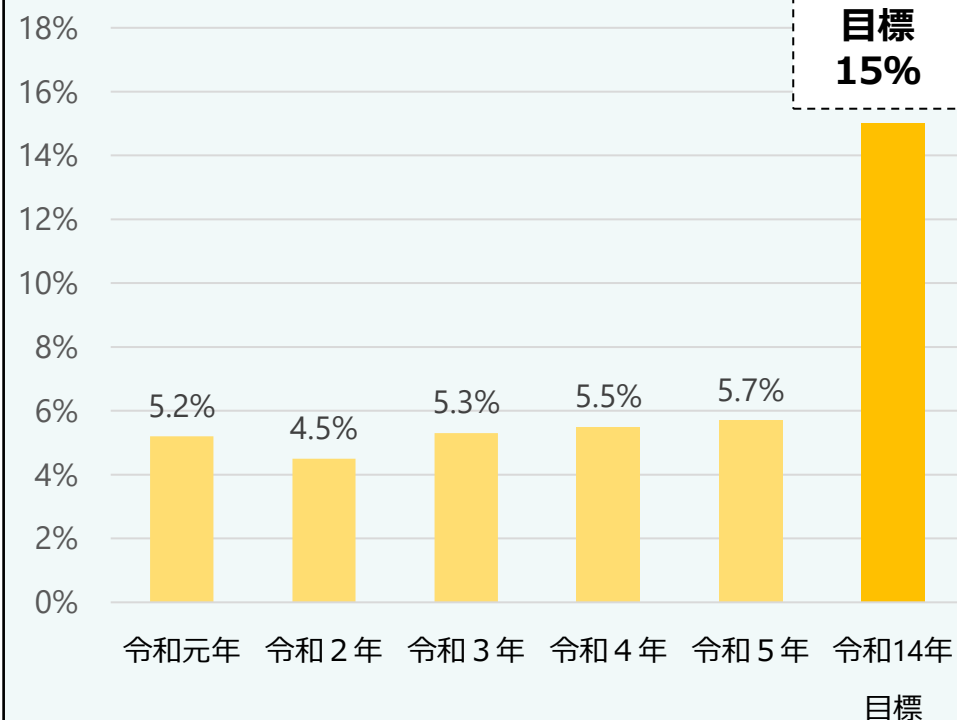
② 実施回数：原則として同一人について年1回行う。

(4)検診結果の判定

「骨粗鬆症予防マニュアル」(厚生省)に基づき、「異常なし」、「要指導」及び「要精検」に区分する。

健康日本21（第三次）

項 目	現 状	目 標
骨粗鬆症検診受診率の向上	5.7% (令和5年度)	15% (令和14年度)



(出典：地域保健・健康増進事業報告より骨粗鬆症財団が算出)

骨粗鬆症検診に関する厚生労働科学研究

厚生労働科学研究費補助金
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

◎令和4年度～令和5年度

「骨粗鬆症検診マニュアル作成に向けた研究」

・研究代表者：田中 栄（東京大学 整形外科学）

◎令和6年度～

「骨粗鬆症検診実施率・受診率向上に資する検診実施体制の見直しのための研究」

・研究代表者：田中 栄（東京大学 整形外科学）
研究分担者：曾根 照喜（川崎医療福祉大学 診療放射線技術学科）
藤原 佐枝子（安田女子大学 薬学部）
萩野 浩（山陰労災病院 リハビリテーション科）
上西 一弘（女子栄養大学 栄養学部）
小川 純人（東京大学 加齢医学）
伊木 雅之（近畿大学 公衆衛生学）
吉村 典子（東京大学 口コミ予防学）